

## 第12章 規制緩和への取り組み

### I 規制緩和推進3か年計画の経緯

政府は、平成7年度～9年度の3か年にわたる「規制緩和推進計画」の策定（平成9年度末終了）及び、平成10年度～12年度の3か年にわたる「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月31日閣議決定）等に基づき、金融・証券・保険関連を含む各分野の規制緩和を推進してきた。

平成10年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」の中で、「平成10年10月末までに提出された内外からの意見・要望、行政改革推進本部規制緩和委員会の監視結果等を踏まえ、平成11年初を目途に改定作業の状況を中間的に公表した上、平成10年度内を目途に改定する」こととしている。これに基づき、当庁は平成11年1月18日に、「内外からの規制緩和要望等に対する検討状況（中間公表）について」を公表した。

また、上記閣議決定に基づき、規制緩和委員会・関係省庁・関係団体等の中で「規制緩和推進3か年計画」の改定作業の検討が進められてきたが、平成11年3月30日、規制緩和推進3か年計画（改定）が閣議決定された。

金融監督庁は、金融・証券・保険分野等の関係項目について、執行の観点から、大蔵省とも十分協議しつつ、その改定作業に関わってきた。なお、金融システム改革法の施行や事務ガイドラインによる手当などにより、相当数が既に措置済となっている。

### II 規制緩和推進3か年計画（改定）における当庁関連の事項（資料12-1参照）

#### 1. 金融関係

(1) 銀行の免許及び認可等に関しては、次のように進めることとされている。

ア. 銀行の営業免許に関して、銀行法第4条第2項第3号に基づく新規の参入に対する需給調整規制は行わないこととする。また、銀行法の次期改正時に当該需給にかかる規定を廃止する。

イ. 銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制のあり方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で引き続き検討する。

ウ. 銀行法8条における営業所に関わる認可について、審査基準の簡素化を図

るとともに、実態を踏まえ届出制への移行について検討する。

エ. 代理店主の交代に伴う代理店の設置と廃止に関し、届出事項とすることについて、代理店の認可制度等の趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う。

オ. 店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出の廃止について引き続き検討する。

カ. 金融機関に係る許認可等の事務手続については、その簡素化・迅速化・明確化等に向けて、個々の事由に応じて具体的な措置を検討し、結論を得たものから逐次実施する。（一部については10年6月より実施）

(2) 銀行の業務等に関しては、次のように進めることとされている。

ア. 銀行・証券・信託の業態別子会社の業務範囲に係る残余の制限（証券子会社に係る株式の流通・発行業務、信託子会社に係る年金信託・合同運用指定金銭信託）についても見直しを行い、解禁する。（11年10月1日解禁予定）

イ. 地域金融機関が本体で行うことのできる信託業務について、金銭債権の信託を解禁する等の措置を行う。（11年10月1日措置予定）

ウ. 普通銀行による普通社債等の発行等を解禁する。（11年10月1日解禁予定）

エ. 銀行経営の合理化・効率化に資する営業用不動産の有効活用を図るため、既存店舗用建物の余剰部分の賃貸、店舗用建物の建替えに係る余剰部分の賃貸、店舗用土地の賃貸等に関する様々な規制を廃止する。（10年6月10日に大蔵省銀行局事務連絡を廃止し、当該規制を廃止）

オ. 銀行の関連会社の行う業務及び適正化措置済会社に係る規制については、銀行法第12条の他業禁止規定に留意しつつ、他産業に与える影響等も総合的に勘案のうえ、見直しを行う。（銀行法施行規則等の改正を行い10年12月1日実施）

(3) ノンバンク等に関しては、次のように進めることとされている。

ア. 投資者保護の観点からの措置を講じつつ、ノンバンクの社債発行等による資金調達の実現の自由化の早期実現を期す。（11年4月14日「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」が成立、11年5月20日同法施行により

措置)

- イ. 特債法に基づく諸規制のあり方について、引き続き投資家保護の観点から、全面的な見直しを行う。
- ウ. 商品投資販売業について、公衆縦覧型ディスクロージャー、公正取引ルール適用を前提に、最低販売単位の規制を撤廃する。(10年6月8日撤廃)
- エ. 商品投資受益権の譲渡規制について、必要な投資家保護措置を勘案しつつ、顧客の保有する商品投資受益権を商品投資販売業者が買い取る場合には、当該商品投資受益権を顧客に取得させた者以外の商品投資販売業者でも買い取れることとする。また、買い取り不可期間(1年)を撤廃する。(10年6月8日実施)
- オ. 商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の3分の1を超え、かつ、同法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の2分の1以内の場合における金融商品の組み入れ及び貸付債権を投資の対象とすることについて、ディスクロージャーのあり方等をあわせ、検討し、結論を得る。
- カ. 商品投資販売業者が主務大臣に提出する業務報告書の様式のうち、計算書類(貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び損失処理計計算書)の様式については、廃止し、計算書類の添付をもって代える。(11年度中措置予定)

## 2. 保険関係

保険分野に関しては、次のように進めることとされている。

- ア. 火災保険、自動車保険等の料率につき、損害保険料率算出団体の使用義務を廃止する。(10年7月1日廃止)
- イ. 届出制の対象となる保険商品の範囲を大幅に拡大する。(11年7月に保険業法施行規則の改正を行うことにより措置予定)
- ウ. 保険会社の関連会社の親会社からの収入依存度制限については、保険会社の子会社に関する規定の整備を踏まえ、見直す。(10年11月30日に告示を発売し、措置)
- エ. 損害保険会社の子会社が行う事故受付・相談サービス業務の時間帯制限に

については、平成10年度上期中できるだけ早期に、検討の上、撤廃の措置を講ずる。(10年6月8日撤廃)

### 3. 証券関係

証券分野に関しては、次のように進めることとされている。

- ア. 弊害防止措置（ファイアー・ウォール規制）について、公正取引の確保や利益相反の防止等の観点から、必要最小限かつ実効性ある措置を確保するべく、その遵守状況を踏まえて見直しを行う。(11年4月1日より共同訪問の禁止を撤廃、証券子会社の主幹事制限を撤廃、店舗等の同一建物における共用制限を撤廃等を含む大幅な見直しを行い実施)
- イ. 証券総合口座への年金等の振込を11年以降、実施に向けて準備する。
- ウ. 証券会社のラップ口座については株式委託手数料の完全自由化に併せ解禁する。(11年10月1日実施予定)
- エ. 自己資本規制比率の算定方法について、実際のリスクをよりの確には反映するものとなるよう、見直しを行う。(11年6月30日より精緻化を図るという観点から抜本的改正を行い実施)
- オ. 追加型株式投信の平均信託金方式を個別元本方式に変更するため、それに伴う所要の整備を行う。(12年4月実施予定)
- カ. 投資一任業務に係る認可基準について、客観的で必要最小限のものとするべく所要の整備を行う。(10年12月1日実施)
- キ. 投資一任業者が複数の顧客の注文を自らの名義で取り次ぐことにより、証券会社等に一括して発注することを可能とする。(10年12月1日実施)
- ク. 顧客が投資判断及び投資の権限を投資顧問業者に委任する投資一任契約において、投資を一任された業者が投資判断等を外部へ再委任することを認めるための、投資顧問業法の整備を行う。(10年12月1日実施)

### 4. その他（公共工事関連）

銀行が履行ボンドを取り扱うことにより、履行保証制度に参入することについて、必要に応じ銀行法第12条との関係を明確化する。(11年度中予定)

## 第13章 モニタリング体制の強化

### I モニタリング体制強化の経緯

金融機関の健全性のチェックは、実地検査（オン・サイト）においても行われるが、検査と検査の間における健全性の状況を把握し対応するためには、オフ・サイトでのモニタリングを欠くことができない。モニタリングの必要性は、金融再生トータルプラン第2次とりまとめ（平成10年7月2日）や緊急経済対策（平成10年11月19日）においても指摘されている。

（参考）

- ① 金融再生トータルプラン（第2次とりまとめ、平成10年7月2日）  
「検査後における改善状況のフォローアップや財務諸表の継続的な分析などのモニタリングを行い、このために必要なコンピューターシステムの整備を図る」
- ② 緊急経済対策（平成10年11月16日）  
「金融機関に対し実効性ある監督を行っていくため、（中略）金融機関の財務状況等の継続的把握のためのコンピュータ・システムの開発等により、（中略）金融機関の財務状況等の把握のための体制整備を図る」

このようなオフサイトでのモニタリングは、我が国金融機関が、バブル経済の生成・崩壊の過程において、リスク管理体制が不十分であったことが一因となり、不良債権を大幅に増加させることとなった経験に鑑みると、今後同様の事態が生じることを防止する上で極めて重要である。

また、リスクの分散は金融機関の本源的な機能のひとつであり、金融機関の役割は、資金の仲介者として、適切なリスク管理を行いながら必要なリスクテイクを行って、経済活動に必要な資金を供給していくことにある。このような観点からも、金融機関のリスク管理の状況をモニタリングしていく必要がある。

### II オフ・サイト・モニタリング及び内部リスク管理に対する国際的な要請

国際的にも、相次ぐバブルの生成・崩壊や金融システム不安の発生を踏まえて、金融システムの安定のための銀行監督のあり方が問われているところであり、バ

ーゼル銀行監督委員会が、平成9年9月にまとめた「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（バーゼル・コア・プリンシプル）」においても、「実効的な銀行監督システムは、何らかの形態のオン・サイト及びオフ・サイトの双方によって構成されるべきである」とされている。

また、バーゼル銀行監督委員会では、平成8年1月にマーケット・リスク規制を最終合意し、我が国においても平成10年3月期の決算から同規制を導入した。マーケット・リスク規制は、銀行のトレーディング勘定で保有されているオン・バランス、オフ・バランスのポジションについて、マーケット・リスクに対して必要な自己資本を保有することを課すものであるが、大きな特徴として、リスク量の計算において、一定のリスク管理に関する定性的基準等を満たす銀行に対し、自己の内部的なリスク計測モデル（内部モデル）の利用を認めており、銀行のリスク管理の高度化を促すインセンティブを与えている点が挙げられる。

また、バーゼル銀行監督委員会が、平成11年6月3日に発表した自己資本比率規制見直しの市中協議案においても、信用リスクについてのリスクウェイトを精緻なものとするよう、リスクウェイトの区分を公的な輸出信用格付を始めとした外部の信用評価機関の格付等に従い細分化するとされているが、信用リスクモデル導入に向けたインセンティブを銀行に与えるため、先進的な銀行については、外部格付に代えて内部格付を利用することを検討するとしている。

### III モニタリング体制の整備

このような状況を踏まえ、金融監督庁は、11年度の機構・定員においてモニタリング担当17人が認められたほか、10年度第3次補正予算において、モニタリング体制支援立ち上げのためのコンピュータ・システム開発経費約56百万円が認められ、オフサイト・モニタリング・システムを整備することとなった。また、本システムの開発・運用のため、専門家3名を非常勤職員として採用を行った。

### IV リスク関連情報の報告徴求

11年6月初旬、モニタリング用コンピュータシステムの入力データとして、金融機関のトレーディング業務、バンキング業務のそれぞれに係る市場リスク、流

動性リスク、信用リスクの状況等について、全国銀行及び協同組織金融機関の中央機関（全国信用金庫連合会、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫）に対し、銀行法第24条第1項等に基づき、本年6月末時点より、各種リスクの顕在化速度に応じた頻度で、月ごとあるいは週ごとに報告を求めている（資料13-1参照）。なお、報告計数は、各金融機関自らの経営判断と創意工夫により構築している内部管理システムにより算出されるVaR（バリュー・アット・リスク）等の管理指標であり、報告計数に基づき、総合的かつ定量的に金融機関の経営状況を分析し、各金融機関の個々の健全性の状況を把握すると同時に、各金融機関の経営陣と健全性の状況に関し認識を共有することを目的としている。

## V リスク関連情報の報告体系

リスク関連情報の報告体系は以下の通りである（括弧内は、報告頻度）。

### 1. 市場リスク

金利、為替、株価等の市場リスク要因が変動することにより、金融商品の時価が変動するリスクについて報告を求めることにより、金融機関の経営に対し、市場の変動が与える影響等について把握する。

- ① トレーディング勘定市場関連リスク（週）
- ② バンキング勘定市場関連リスク（月）
- ③ 投資有価証券内訳（月）
- ④ バンキング勘定市場リスク（月）
- ⑤ 市場取引信用リスク（個別リスク・・四半期、信用リスク相当額・・半期）

### 2. 流動性リスク

金融機関の資金の調達、運用等の状況について報告を求めることにより、金融機関の資金繰り等について把握する。

- ① 銀行業務調達・運用（月）
- ② 市場取引調達・運用（円貨・・月、外貨・・週）
- ③ 期間別決済金額（月）

- ④ 大口調達先20社（月）
- ⑤ 流動性準備（月）

### 3. 信用リスク

与信情報や、大口融資等について報告を求めることにより、金融機関の経営に対し、取引先の倒産による債務不履行がもたらす影響等を把握する。

- ① 業種別信用リスク指標一覧表（四半期）
- ② 貸付上位20社一覧表（四半期）
- ③ 個人与信情報（四半期）
- ④ 海外与信情報（四半期）

## VI リスク管理モデルに関する研究会

信用リスクの計量化及び制御に用いられる信用リスク管理モデルは、近時大きな発展を遂げ、銀行経営において果たす役割は重要性を増しつつある。これを背景として、バーゼル銀行監督委員会においては、ここ数年来、専門的・技術的観点から調査・討議が重ねられてきている。

このような状況の下で、信用リスク管理モデルが銀行経営上用いられる場合のモデルを反映した自己資本比率規制の在り方を、今後内外で検討していくに当たっては、少なくとも、民間部門、行政当局の両サイドにおいて、基礎的な事実や考え方について共通認識が得られていることが不可欠の前提となる。

以上のような観点から、平成11年4月9日、金融監督庁内にリスク管理モデルに関する研究会を設置し、計8回にわたり、民間実務家・学識経験者からのヒヤリング、理論的・技術的な論点についての討議・検討を行ってきた。7月6日、その結果を報告書としてとりまとめ公表した。この報告書は、今後、この問題を検討していくに当たっての理論的な整理であり、また、我が国のバーゼル委に対する積極的な貢献に資するためのものである。



## 第14章 民間金融機関の再編等の状況

### Ⅰ 銀行の再編等について

我が国の金融市場においては、平成10事務年度（10年6月から11年6月まで）に、新規免許による参入や業態を超えた提携等の動きが、外資を含め展開される一方、外銀による営業拠点の廃止や預金保険の発動による営業譲渡等、市場からの退出の動きも相次ぐなど、競争激化と金融システム改革の進展に対応した、経営基盤の見直し、再編の動きが見受けられた。

#### 1. 銀行の参入について

新たに銀行業等に係る営業免許の付与を受け、10事務年度（10年6月から11年6月まで）に、以下のとおり、各銀行が営業を開始した。

#### [銀行営業免許（信託兼営認可）]

|                   | 免許付与      | 営業開始     |
|-------------------|-----------|----------|
| ・日証金信託銀行          | 10年11月27日 | 10年12月1日 |
| ・ビー・エヌ・ピー信託銀行（仏系） | 11年4月22日  | 11年5月6日  |

また、新たに支店に係る営業免許の付与を受け、10事務年度（10年6月から11年6月まで）に、以下のとおり、外国銀行在日支店がそれぞれ営業を開始した。

#### [外国銀行支店営業免許]

|                              | 免許付与      | 営業開始      |
|------------------------------|-----------|-----------|
| ・ファースト・エウロ・バンク 東京支店（米）       | 10年6月18日  | 10年6月22日  |
| ・ユービーエス・エイ・ジー銀行東京支店（スイス）     | 10年6月11日  | 10年6月29日  |
| ・シティバンク，エヌ・エイ新宿東口支店（米）       | 10年11月9日  | 10年11月11日 |
| ・シティバンク，エヌ・エイ丸の内支店（米）        | 10年11月27日 | 10年12月7日  |
| ・デカアード・イェ・ファッド・リ・バンク 東京支店（独） | 10年12月11日 | 11年4月1日   |

（注）外国に本店を有する銀行が我が国に支店を設置する際には、銀行法により

支店毎に営業免許が必要である。

## 2. 銀行の退出について

破綻処理に伴い、預金保険制度の発動を受けて、10事務年度（10年6月から11年6月まで）に、以下のとおり、各銀行の営業譲渡が行われた。

### [営業譲渡]

|          | 営業譲渡先       | 営業譲渡日     |
|----------|-------------|-----------|
| ・京都共栄銀行  | 幸福銀行ほか      | 10年10月26日 |
| ・北海道拓殖銀行 | 北洋銀行、中央信託銀行 | 10年11月16日 |
| ・徳陽シティ銀行 | 仙台銀行ほか      | 10年11月24日 |

また、預金保険制度の発動を受けて、以下の合併が行われた。

### [合併]

| 合併前         | 合併後    | 合併日      |
|-------------|--------|----------|
| ・福徳銀行、なにわ銀行 | なみはや銀行 | 10年10月1日 |
| ・阪神銀行、みどり銀行 | みなと銀行  | 11年4月1日  |

また、10事務年度（10年6月から11年6月まで）に、以下のとおり、外国銀行在日支店がそれぞれ営業を廃止した。

### [外国銀行支店廃止（営業譲渡による免許の失効を含む）]

|                      | 営業廃止日          |
|----------------------|----------------|
| ・スイス銀行東京支店（スイス）      | 10年6月26日（営業譲渡） |
| ・スイス・ユニオン銀行東京支店（スイス） | 10年6月29日（営業譲渡） |
| ・朝興銀行大阪支店（韓）         | 10年7月17日       |
| ・コアステイツバンク東京支店（米）    | 10年8月13日（営業譲渡） |
| ・オランダ銀行東京支店（蘭）       | 10年9月30日       |
| ・ソウル銀行大阪支店（韓）        | 10年10月8日       |

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| ・第一銀行大阪支店（韓）                 | 10年10月8日        |
| ・クレディ・リヨネ銀行大阪支店（仏）           | 10年12月21日       |
| ・韓一銀行東京支店（韓）                 | 10年12月31日（営業譲渡） |
| ・ “ 横浜支店（韓）                  | 10年12月31日（営業譲渡） |
| ・ “ 大阪支店（韓）                  | 10年12月31日（営業譲渡） |
| ・韓国長期信用銀行東京支店（韓）             | 10年12月31日（営業譲渡） |
| ・バンクオフトン・ナショナル・アジアシオン東京支店（米） | 11年3月31日        |
| ・セントラルスペインアメリカ銀行東京支店（スペイン）   | 11年4月17日（営業譲渡）  |
| ・シンガポールペロップメント銀行大阪支店（シンガポール） | 11年6月15日        |
| ・朝興銀行名古屋支店（韓）                | 11年6月18日        |

### 3. 金融機関間の提携等について

我が国の金融機関においては、内外の競争激化と金融システム改革の進展に対応し、特色ある経営を行い収益力を強化していくため、異業態や外資を含む金融機関間の提携等の発表が行われてきている。

具体的には、

- ① 合併や資本提携、包括業務提携、持ち株会社下での業務展開構想など、水平的な結びつきにより、各々の金融機関本体の経営基盤強化を図ろうとするもの、
- ② 第三者割当増資や発行済株式の取得など、親子的な結びつきを新たに構築することにより、グループ戦略を明確化し、競争激化に対応しようとするもの、
- ③ 複数金融機関による合併会社設立や既存会社の買収、業務提携などにより、投資信託や企業年金、新商品開発・販売など、特定分野の戦略強化を図ろうとするもの、

など、各金融機関の経営戦略を反映し、業態や既存の資本関係を超えた、様々な動きが見受けられた。

## II 協同組織金融機関の再編等について

協同組織金融機関についても、金融システム改革の進展等に対応して、収益性を高め経営の健全性を確保し、競争力や経営体力を強化していくことが求められている。

そのような中で、各協同組織金融機関においては、合併等による再編に取り組んでいる。

### 1. 信用金庫の合併について

信用金庫業界では、金融の自由化が進み信用金庫を取り巻く環境が大きく変化していく中で、経営基盤を強化し、会員等に対する金融サービスの提供の充実を図るために、合併等による再編が進められている。

最近10年間の信用金庫数の推移を見ると、合併等の再編により、平成元年3月末に455を数えた信用金庫は、11年3月末で396金庫となっている。

平成10事務年度（10年6月から11年6月まで）に、合併を実施、又は公表した信用金庫は下表のとおりである。

#### 合併を実施した信用金庫

| 合併信用金庫名                           | 新金庫名    | 合併日        |
|-----------------------------------|---------|------------|
| さがみ信用金庫（存続金庫）－箱根信用金庫              | さがみ信用金庫 | 平成10年9月28日 |
| 広島信用金庫（存続金庫）－宮島信用金庫               | 広島信用金庫  | 平成10年11月9日 |
| 東武信用金庫（存続金庫）－中央信用金庫－大東信用金庫－協和信用金庫 | 東京東信用金庫 | 平成11年1月4日  |
| 呉信用金庫（存続金庫）－芸陽信用金庫                | 呉信用金庫   | 平成11年5月6日  |

#### 合併を公表した信用金庫

| 合併信用金庫名             | 新金庫名     | 合併予定日    |
|---------------------|----------|----------|
| 福靱信用金庫（存続金庫）－東城信用金庫 | 福靱信用金庫   | 平成11年10月 |
| 諫早信用金庫（存続金庫）－長崎信用金庫 | たちばな信用金庫 | 平成11年11月 |

## 2. 労働金庫の合併について

労働金庫業界では、経営基盤の強化等の観点から、一定の地域を事業地区としたブロック毎の合併に取り組んでおり、10年10月1日に大阪労働金庫を存続金庫として、滋賀県労働金庫、奈良県労働金庫、京都労働金庫、関西労働金庫、和歌山県労働金庫、兵庫労働金庫の7金庫が合併し、近畿労働金庫が発足した。

労働金庫業界では上記の他、東海地区を始めとして、各ブロック毎に合併・業務提携の協議が進められている。

## 3. 信用組合の合併について

信用協同組合については、監督官庁である都道府県による指導・監督の下、金融システム改革の進展等に対応し、競争力や経営体力を強化する観点から下記のとおり、合併が進んでいる。

### 合併を実施した信用協同組合

| 合併信用協同組合                          | 新組合名     | 合併日        |
|-----------------------------------|----------|------------|
| 山梨県信用組合（存続組合）<br>甲斐信用組合<br>峡東信用組合 | やまなみ信用組合 | 平成10年10月1日 |
| 武田信用組合（存続組合）<br>巨摩信用組合            | 美駒信用組合   | 平成10年10月1日 |
| 岡山県信用組合（存続組合）<br>真庭信用組合           | 岡山県信用組合  | 平成10年10月5日 |

### 合併を公表した信用協同組合

#### 異種合併

| 合併金融機関           | 合併後  | 合併公表日      |
|------------------|------|------------|
| 伊予銀行<br>富士貯蓄信用組合 | 伊予銀行 | 平成11年3月10日 |

## 同種合併

| 合併信用協同組合   | 合併後              | 合併公表日      |
|--|------------------|------------|
| 佐賀商銀信用組合<br>長崎商銀信用組合<br>熊本商銀信用組合<br>大分商銀信用組合             | 九州商銀信用組合<br>(仮称) | 平成10年5月15日 |
| だいしん信用組合<br>加賀信用組合                                       | 名称未定             | 平成10年5月22日 |
| 信用組合北東商銀<br>福島商銀信用組合<br>青森商銀信用組合<br>秋田商銀信用組合             | 信用組合北東商銀         | 平成10年5月29日 |
| 朝銀北東信用組合<br>朝銀北東信用組合<br>朝銀北東信用組合<br>朝銀北東信用組合             | 朝銀北東信用組合<br>(仮称) | 平成11年5月14日 |
| 朝銀東海信用組合<br>朝銀東海信用組合<br>朝銀東海信用組合<br>朝銀東海信用組合             | 朝銀東海信用組合<br>(仮称) | 平成11年5月14日 |
| 朝銀西信用組合<br>朝銀西信用組合<br>朝銀西信用組合<br>朝銀西信用組合                 | 朝銀西信用組合<br>(仮称)  | 平成11年5月14日 |
| 朝銀関東信用組合<br>朝銀茨城信用組合<br>朝銀栃木信用組合<br>朝銀群馬信用組合<br>朝銀埼玉信用組合 | 朝銀関東信用組合<br>(仮称) | 平成11年5月21日 |

#### 4. 協同組織金融機関の破綻処理について

金融機関の監督にあたっては、平成10年4月に導入された早期是正措置制度等により、市場規律を基本として、経営の健全性が確保されるよう取り組んでいるところであるが、「経営の健全性の確保が困難な金融機関は存続させない」（金融再生法第3条等）との原則により、事業継続が困難となった金融機関については、預金保険法等に基づく破綻処理を行ってきたところである。

## (1) 信用金庫の破綻処理

信用金庫業界にあつては、これまで、預金保険機構の資金援助を活用した破綻処理は東洋信用金庫（平成4年10月）及び釜石信用金庫（平成5年10月）の2例のみであったが、景気が長期間にわたって停滞する中で、不良債権の増大等により経営が困難となった4信用金庫が、金融再生法第68条第1項に基づく申出と合わせて破綻公表を行った。

4信用金庫については、預金保険法の適用を受けて預金保険機構に対し不良債権の買取を含む資金援助を要請し、合併・事業譲渡を行うことを予定しており、今後、適格性の認定等の手続きを進めていくこととなる。

### 合併による破綻処理

| 破綻信用金庫  | 合併先                            | 破綻公表日      |
|---------|--------------------------------|------------|
| 神田信用金庫  | 興産信用金庫                         | 平成11年4月23日 |
| 玉野信用金庫  | 岡山相互信用金庫（存続金庫）、岡山信用金庫、岡山市民信用金庫 | 平成11年4月23日 |
| 龍ヶ崎信用金庫 | 水戸信用金庫                         | 平成11年6月4日  |

(注) 一般的に債務超過法人について合併は認められていないが、上記3破綻信用金庫については、協同組織金融機関の出資には融資等の事業利用権という側面があり、破綻金庫との融資取引を受皿金庫にスムーズに承継するためには、事業利用権としての出資の継続を確保する必要があるという特殊事情を考慮し、出資金全額を損失に充当し出資者責任を明確にした上で、必要額の再出資を行うこと等により債務超過を解消し合併することを予定している。

### 事業譲渡による破綻処理

| 破綻信用金庫 | 事業譲渡先  | 破綻公表日      |
|--------|--|------------|
| 不動信用金庫 | 大阪信用金庫、大阪第一信用金庫、大阪厚生信用金庫、大阪市信用金庫、永和信用金庫、摂津信用金庫、八光信用金庫、泉陽信用金庫、阪奈信用金庫、枚方信用金庫 | 平成11年4月21日 |

(2) 信用協同組合の破綻処理

平成10年4月に導入された早期是正措置制度等を踏まえ、自ら事業継続を断念し経営破綻を公表するとともに、10事務年度中（10年6月から11年6月まで）に預金保険法の適用を受けて事業譲渡が行われた信用協同組合は以下のとおりである。

| 事業譲渡を行った組合 | 事業譲渡先    | 事業譲渡日       |
|------------|----------|-------------|
| 通信用組合      | 第一勧業信用組合 | 平成10年8月24日  |
| 豊信信用組合     | 池袋信用組合   | 平成10年9月28日  |
| 西信信用組合     | 住友銀行     | 平成10年10月19日 |
| 品川信用組合     | 大東京信用組合  | 平成10年11月9日  |
| 中川信用組合     | 大阪庶民信用組合 | 平成10年11月24日 |
| 六甲信用組合     | 大富信用組合   | 平成10年11月24日 |
| 豊栄信用組合     | 都民信用組合   | 平成10年12月7日  |
| 大東信用組合     | 成永代信用組合  | 平成10年12月14日 |
| 長岡信用組合     | 北越銀行     | 平成10年12月21日 |
| 大和信用組合     | 成協信用組合   | 平成11年1月11日  |
| 奈良信用組合     | 南都銀行     | 平成11年1月11日  |
| 静岡商銀信用組合   | 横浜商銀信用組合 | 平成11年1月18日  |
| 湘南信用組合     | 厚木信用組合   | 平成11年1月25日  |
| 日本貯蓄信用組合   | 成協信用組合   | 平成11年2月8日   |
| 西武信用組合     | あさひ銀行    | 平成11年2月8日   |
| 神奈川商工信用組合  | 川崎信用金庫   | 平成11年2月15日  |
| 信用組合       | 山口商銀信用組合 | 平成11年2月22日  |
| 島根商銀信用組合   | 信用組合     | 平成11年2月22日  |
| 相模原信用組合    | 八千代銀行    | 平成11年2月22日  |
| 河内信用組合     | 成協信用組合   | 平成11年3月8日   |
| 埼玉商銀信用組合   | 東京商銀信用組合 | 平成11年3月8日   |
| 北海商銀信用組合   | 信用組合     | 平成11年3月23日  |
| 高島信用組合     | 滋賀信用組合   | 平成11年3月29日  |
| 大阪東和信用組合   | 滋賀銀行     | 平成11年4月5日   |
| 和歌山商工信用組合  | 大同信用組合   | 平成11年4月19日  |
| 興和信用組合     | 紀陽銀行     | 平成11年5月6日   |
| 福寿信用組合     | 大同信用組合   | 平成11年5月17日  |
| 豊和信用組合     | 大阪庶民信用組合 | 平成11年6月14日  |
|            |          | 平成11年6月28日  |

また、今後、預金保険法等の適用を受けて事業譲渡を行うことを予定している信用協同組合及び、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第8条（金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分）の適用を受けた組合（次表において※印を付したもの）は以下のとおり。



| 破綻公表済信用協同組合 | 事業譲渡先        | 破綻公表日      |
|-------------|--------------|------------|
| 信用組合大坂弘容    | 大阪庶民信用組合     | 平成10年5月13日 |
| 信用組合福岡商     | 九州商銀信用組合(仮称) | 平成10年5月15日 |
| 紀北信用組合      | きのくに信用金庫     | 平成11年3月18日 |
| 総武信用組合      | 都民信用組合       | 平成11年4月16日 |
| 台東信用組合      | 都民信用組合       | 平成11年4月16日 |
| 東京東和信用組合    | 江東信用組合       | 平成11年4月16日 |
| 共同信用組合      | 専和信用組合       | 平成11年4月16日 |
| 千歳信用組合      | 専和信用組合       | 平成11年4月16日 |
| ※三重信用組合     | 信用組合広島商銀行    | 平成11年4月28日 |
| ※朝銀青森信用組合   | 百五銀行         | 平成11年5月14日 |
| 朝銀宮城信用組合    | 朝銀北東信用組合(仮称) | 平成11年5月14日 |
| 朝銀愛知信用組合    | 朝銀北東信用組合(仮称) | 平成11年5月14日 |
| 朝銀福井信用組合    | 朝銀東海信用組合(仮称) | 平成11年5月14日 |
| 朝銀島根信用組合    | 朝銀東海信用組合(仮称) | 平成11年5月14日 |
| 朝銀広島信用組合    | 朝銀西信用組合(仮称)  | 平成11年5月14日 |
| 朝銀山口信用組合    | 朝銀西信用組合(仮称)  | 平成11年5月14日 |
| 朝銀福岡信用組合    | 朝銀西信用組合(仮称)  | 平成11年5月14日 |
| 朝銀長崎信用組合    | 朝銀西信用組合(仮称)  | 平成11年5月14日 |
| 朝銀東京信用組合    | 朝銀西信用組合(仮称)  | 平成11年5月14日 |
| 朝銀千葉信用組合    | 朝銀西信用組合(仮称)  | 平成11年5月14日 |
| 朝銀新潟信用組合    | 朝銀西信用組合(仮称)  | 平成11年5月14日 |
| ※平和信用組合     | 朝銀関東信用組合(仮称) | 平成11年5月21日 |
| ※日本信販信用組合   | 朝銀関東信用組合(仮称) | 平成11年5月21日 |
| ※足立信用組合     | 朝銀関東信用組合(仮称) | 平成11年5月21日 |
| ※信託組合       | 朝銀関東信用組合(仮称) | 平成11年5月21日 |
| ※東京教育信用組合   | 三栄信用組合       | 平成11年5月21日 |
|             | 未定           | 平成11年5月21日 |
|             | 未定           | 平成11年5月21日 |
|             | 未定           | 平成11年6月4日  |
|             | 未定           | 平成11年6月18日 |

### III 保険会社の再編（参入・退出等）の状況

1. 平成10事務年度（10年6月から11年6月まで）に保険業に参入した会社は以下のとおりである（詳細は第9章III参照）。

（生命保険会社）

- ・ マニユライフセンチュリー生命保険株式会社

（11年3月25日、金融再生委員会から生命保険業の免許付与）

- ・ ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社

（11年5月12日、金融再生委員会から生命保険業の免許付与）

（損害保険会社）

- ・ アクサ損害保険株式会社

(10年10月19日、内閣総理大臣から損害保険業の免許付与)

・ コパニー・フランス・ダシユランス・フル・ル・コムス・エクステュール

(11年2月16日、金融再生委員会から損害保険業の免許付与)

2. なお、自ら事業継続を断念した東邦生命保険相互会社に対しては、保険契約者等保護の観点から、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、保険契約の存続を図るべく、保険管理人に対して保険契約の移転を定める計画の策定を命じているところである（詳細は第9章IV参照）。

#### IV 証券会社及び投信委託会社等の参入・退出、再編の状況について

金融システム改革を睨んだ新規参入や合併等を行った証券会社及び投信委託会社、また経営内容の悪化等により退出した証券会社（10年6月から11年6月までは以下のとおりである（詳細は第10章第1節II及び第2節III参照）。

##### 1. 新規参入証券会社

| 国内証券会社（22社）     |        |                        |       |
|-----------------|--------|------------------------|-------|
| 日本インベスターズ証券     | 10年8月  | 野村ファンドネット証券            | 11年2月 |
| アイティーエム証券       | 〃      | 大和証券リール準備              | 〃     |
| コアパシフィック山一証券    | 〃      | 大和証券エスピーキャピタル・マーケット    | 〃     |
| 山根プレボン証券        | 10年11月 | 日本ティー・ピー・ピー            | 11年4月 |
| 未来証券            | 〃      | 三菱商事証券                 | 〃     |
| 中泉証券            | 〃      | ゲット証券                  | 〃     |
| トゥエティー・トゥエンティ証券 | 〃      | ディーエフジェイデルタ・エスエフ証券     | 〃     |
| カウエイ・チュリック証券    | 〃      | ブルームバーグ・トレードブック・ジャパン証券 | 〃     |
| 日本電子証券          | 〃      | アドバイザーテック証券            | 11年5月 |
| 伊藤忠キャピタル証券      | 〃      | パンタ・レイ証券               | 11年6月 |
| 日立クレジット証券       | 11年1月  | ピー・エス・アイ証券             | 〃     |

| 外国証券会社（4社）                          |        |
|-------------------------------------|--------|
| ラボ・アジア証券（オランダ系）                     | 10年11月 |
| ファースト・シガ・トウキョウ・マリツ証券（米国系）           | 11年1月  |
| アメリカン・エクスプレス・ファイナンシャル・アドバイザー証券（米国系） | 〃      |
| アイビージェイ・ムラ・ファイナンシャル・プロダクツ証券（英国系）    | 11年3月  |

## 2. 自主廃業に向けた営業休止等を行った証券会社

| 国内証券会社（15社） |        |         |        |
|-------------|--------|---------|--------|
| 日新証券        | 10年7月  | 三井信証券   | 10年12月 |
| 東宝証券        | 10年8月  | 和歌山証券   | 11年1月  |
| 石塚証券        | 10年9月  | 中井証券    | 〃      |
| 昭和証券        | 10年10月 | あさひ証券   | 11年3月  |
| 山吉証券        | 〃      | 横浜シティ証券 | 〃      |
| 東京フラワー証券    | 10年11月 | 仲立証券    | 11年4月  |
| 共済証券        | 〃      | 五福証券    | 11年5月  |
| 東洋信証券       | 10年12月 |         |        |

| 外国証券会社（1社）  |       |
|-------------|-------|
| エルジー証券（韓国系） | 10年7月 |

## 3. 合併した証券会社

| 合併証券会社名                         | 新証券会社名      | 合併日              |
|---------------------------------|-------------|------------------|
| 関東証券（存続会社） —— 堂島証券              | 堂島関東証券      | 10. 7. 1         |
| 偕成証券（存続会社） —— 日本証券 —— 山加証券      | 日本グローバル証券   | 10. 10. 1        |
| 東海丸万証券（存続会社） —— 内外証券            | 東海丸万証券      | 11. 4. 1         |
| 第七証券（存続会社） —— 菱光証券              | 東京三菱パーソナル証券 | 11. 4. 1         |
| 明光証券（存続会社） —— ナショナル証券           | 明光ナショナル証券   | 11. 4. 1         |
| 岡宮証券（存続会社） —— 松本証券              | 岡宮松本証券      | 11. 4. 1         |
| ワールド証券（存続会社） —— 日栄証券            | ワールド日栄証券    | 11. 4. 1         |
| 三澤屋証券（存続会社） —— 今川証券             | 今川三澤屋証券     | 11. 4. 7         |
| 新日本証券（存続会社） —— 和光証券             | 新光証券        | 12. 4. 1<br>（予定） |
| ユニバーサル証券（存続会社） —— 太平洋証券 —— 東和証券 | 未定          | 12. 4. 1<br>（予定） |

4. 営業譲渡により消滅した証券会社

| 消滅証券会社    | 譲渡先証券会社                        | 譲渡日                   |
|-----------|--------------------------------|-----------------------|
| 不二証券      | 東洋証券                           | 10. 6. 30             |
| 住友キャピタル証券 | 大和証券エスピーキャピタル・マーケット            | 11. 4. 5              |
| 大和証券      | 大和証券エスピーキャピタル・マーケット 及び<br>大和証券 | 11. 4. 5<br>11. 4. 26 |

5. 新規参入投信委託会社 (19社)

|                     |         |                 |         |
|---------------------|---------|-----------------|---------|
| ステート・ストリート投信投資顧問    | 10年 9 月 | 大和投資顧問          | 11年 2 月 |
| カデシナル 三井トラスト投信      | 〃       | 安田ベイクワール 投信     | 11年 3 月 |
| ウォーバーグ・ピカス・         |         | 住信アセットマネジメント    | 〃       |
| アセット・マネジメント 投信      | 10年11月  | 三井海上投資顧問        | 〃       |
| インドカ・アセット・マネジメント 投信 | 〃       | フランク・ラッセル 投信    | 〃       |
| チェース投信              | 〃       | 第一勧業エスピーエム 投信   | 11年 4 月 |
| ピー・エヌ・ピー投信          | 〃       | 朝日ライフアセットマネジメント | 〃       |
| エッジ山一アセットマネジメント     | 〃       | さわかみ投信          | 11年 5 月 |
| しんかんアセットマネジメント投信    | 10年12月  | エスピーエヌ・アム・      |         |
| 東洋信アセットマネジメント       | 11年 2 月 | アセット・マネジメント 投信  | 〃       |
| シー・イー 投信投資顧問        | 〃       |                 |         |

6. 合併した投信委託会社

| 合併会社名                                     | 新証券会社名                  | 合併日      |
|---|-------------------------|----------|
| メリルリンチ投信投資顧問 (存続会社) ——<br>マーキュリー投信        | メリルリチ・マーキュリー 投<br>信投資顧問 | 10. 7. 1 |
| インベスコ投信投資顧問 (存続会社) —— エ<br>ル・ジー・ティー投信投資顧問 | インベスコ投信投<br>資顧問         | 10. 9. 1 |
| 大和投資顧問 (存続会社) —— エスピーアイエム<br>投信 —— 住銀投資顧問 | 大和住銀投信投資<br>顧問          | 11. 4. 1 |

7. 投信委託業務の営業の全部譲渡

| 譲渡業者名     | 譲受業者名     | 譲渡年月日      |
|-----------|-----------|------------|
| 三和投信投資顧問株 | パートナーズ投信株 | 平成10. 7. 4 |

## 8. その他様々な提携等の例

| 会 社 名  |            | 提 携 等 の 内 容   |
|--------|------------|---|
| 野村証券   | 日本興業銀行     | ① テリティブ等を提供する合併会社の設立 (11年1月)<br>② 企業年金等の資産運用を行う合併会社の設立 (10年12月)                         |
| 大和証券   | 住友銀行       | ① ホールセール専門の合併会社の設立<br>② 投信、投資顧問の合併<br>③ 大和証券を持株会社化 (大和のリテール部門及び上記2社をその傘下とする)<br>(11年4月) |
| 日興証券   | シティグループ    | ① ホールセール専門の合併会社の設立 (11年2月)<br>② シティグループの日興への資本参加 (10年8月)                                |
| 勸角証券   | 第一勧業銀行     | 第一勧業銀行による勸角の連結子会社化(11年10月(予定))  |
| 三井信託銀行 | カデシヤル保険    | 合併投信会社 (プルシヤル 三井トラスト投信) の設立 (10年9月)   |
| 第一勧業銀行 | J. P. モルガン | 合併投信会社 (第一勧業Jエイピーモルガン 投信) の設立(11年4月)  |